

意見書案第1号

「学校部活動の地域移行」に関する意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年12月15日

提出者	議員	洞口雅章
〃	〃	阿戸孝之
〃	〃	田中秀幸
〃	〃	渡辺雅子
〃	〃	篠原一寿
〃	〃	堀博志
〃	〃	小久保重孝

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

スポーツ庁長官

文化庁長官

「学校部活動の地域移行」に関する意見書

スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため公立中学校の休日の部活動を皮切りに、令和7年度を目処に段階的な「地域移行」を実施する内容の提言をまとめました。

スポーツ庁の有識者会議の提言後まもなく、全国市長会は「運動部活動の地域移行に関する緊急意見」を取りまとめ、多く自治体に広がっている懸念の声に応えるよう、国の責任、移行期間、部活動の教育的意義、費用負担のあり方、スポーツ団体等の整備充実、スポーツ指導者等の人員確保、保険のあり方などに関する具体的な項目をあげ、政府に具体の措置を求めました。

日本の教職員の長時間労働の実態は世界的に見ても異常であり、早急な対応求められることから、この度の「地域移行」は一つの選択肢としては理解します。

しかし、国はこれまで部活動を学校教育の一環である教育活動として位置づけてきました。それは、生徒の自主的な活動である部活動が、教育基本法が教育の目的として定める「人格の完成」において重要な取組だからです。

本議会は、全国市長会の緊急意見書に賛同の意を表明するとともに、文化系部活動に関しても同様の措置を求めると同時に、国において、下記事項について特段の措置を求めます。

記

- 1 部活動の地域移行に関しては、当事者である子ども、教職員、保護者等の声を十分に聞き、それぞれの地域の実情に合わせて進めること。
- 2 「人格の完成」に値する豊かな学校教育を守り、教職員の負担軽減を進めるためにも、部活動を含む教員のすべての業務を勤務時間内に収める取組も推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

北海道伊達市議会

意見書案第2号

インボイス制度導入の延期あるいは中止を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年12月15日

提出者	議員	洞口雅章
〃	〃	阿戸孝之
〃	〃	田中秀幸
〃	〃	渡辺雅子
〃	〃	篠原一寿
〃	〃	堀博志
〃	〃	小久保重孝

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

インボイス制度導入の延期あるいは中止を求める意見書

令和5年10月から政府が導入実施するとしているインボイス（適格請求書）制度の実施を不安視し、反対する声が大きくなっている。インボイスを発行するため課税業者になっても深刻な負担増となり、免税業者のままだった場合でも、営業・くらしは深刻な事態に陥ることは明らかである。

制度の影響を受けるのは、小売店・飲食店・町工場などの中小零細業者、農民、個人タクシー・理美容業者・ひとり親方などあらゆる個人事業者、電気・ガスの検針員や文化・芸術関係のあらゆるフリーランスなど多岐にわたり、1,000万人に及ぶ可能性があると言われている。

全国商工会議所は、「約500万社ある免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力を受けたりする懸念があり、システムの変更や新たな事務が発生するなど多大な負担が生じる。」と訴え、「政府はこうした検証を行っていない。」と批判し、インボイスの導入は当面の間、凍結を求めている。

「インボイス制度を考えるフリーランスの会」が呼びかけた電子署名には10万人を超える署名が寄せられ、インボイス制度が導入された場合、「25%が廃業する可能性がある。」「廃業すると決めている。」との回答が20代、30代が約8割を占めている。またアニメ、声優業界とも同じような結果が出ており、青年の仕事と将来への希望を奪うことは許されない。

コロナ危機から営業と暮らしを立て直そうと必死に努力している事業者、フリーランスの人々にインボイス導入の追い打ちをかけることはやめるべきである。

よって、国においては、全国商工会議所はじめ、多くの諸団体、働く人の声を受け止め、インボイス制度導入を延期あるいは中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

北海道伊達市議会

意見書案第3号

女性差別撤廃条約の選択議定書の速やかな批准を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年12月15日

提出者	議員	洞口雅章
〃	〃	阿戸孝之
〃	〃	田中秀幸
〃	〃	渡辺雅子
〃	〃	篠原一寿
〃	〃	堀博志
〃	〃	小久保重孝

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）

女性差別撤廃条約の選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連は、1979年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすことなどを定めた「女性差別撤廃条約」を採択し、日本は1986年に批准した。1999年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000年に発効したところである。

しかし、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として、これを批准してきていない。しかし2003年、国連女性差別撤廃委員会でも、司法権の独立性を侵す恐れはないと明確に指摘され、早期批准が勧告されています。2022年1月現在、女性差別撤廃条約の締約国は189カ国のうち114カ国が批准国となっている。

世界経済フォーラムが、2022年7月に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は146カ国中116位であり、内閣府男女共同参画局総務課は、「先進国中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、A. S. E. A. N. 諸国より低い結果となった。」と指摘している。国際的な水準に立って、女性差別を解消するための手だてを取ることは急務の課題である。

政府は「第6次男女共同参画基本計画」において、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、わが国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある。」「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と明記しているところである。

よって、政府は、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准し、実効性ある対策をとられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

北海道伊達市議会

意見書案第 4 号

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 15 日

提出者	議員	洞 口 雅 章
〃	〃	阿 戸 孝 之
〃	〃	田 中 秀 幸
〃	〃	渡 辺 雅 子
〃	〃	篠 原 一 寿
〃	〃	堀 博 志
〃	〃	小久保 重 孝

(提出先)

厚生労働大臣

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されています。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていません。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されていますが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されています。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じています。

自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっています。実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体があります。

よって政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

北海道伊達市議会

意見書案第 5 号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 15 日

提出者	議 員	洞 口 雅 章
〃	〃	阿 戸 孝 之
〃	〃	田 中 秀 幸
〃	〃	渡 辺 雅 子
〃	〃	篠 原 一 寿
〃	〃	堀 博 志
〃	〃	小久保 重 孝

(提出先)

財務大臣

厚生労働大臣

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものであります。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされていますが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくありません。带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれています。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

北海道伊達市議会